

知立駅前デジタルサイネージ等取扱要綱

制定 令和 X 年 XX 月 XX 日

（目 的）

第 1 条 この要綱は、知立駅前に設置するデジタルサイネージにおいて、広告物の表示を行う場合に関し必要な事項を定めることにより、にぎわいの形成やまちの魅力向上に資することを目的とする。

（広告の種類）

第 2 条 デジタルサイネージに表示可能な広告物は以下のとおりである。

- (1) **まちづくり情報** 知立駅周辺エリアプラットフォームにおける活動およびエリアプラットフォームが認める活動のために必要となる広告物を指す。
- (2) **一時広告物** 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベント（以下「イベント等」という。）のために一時的に表示される屋外広告物を指す。
- (3) **公共情報等** 観光情報、ニュース、災害時の避難情報その他のまちの利便性若しくは安全性を高める各種の情報又はまちの魅力を向上させる情報や映像を指す。
- (4) **商用広告** 表示内容が氏名、名称、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示するための広告物を指す。

（広告掲載の基本的考え方）

第 3 条 掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 掲載する広告は、次の各号のいずれにも当てはまるものとする。

- (1) 知立市または知立駅周辺地区におけるにぎわいの形成ならびにまちづくりに資するもの
- (2) 見る人に不快感や不安感を与えないもの。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 11 条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 政治性があるもの
- (8) 宗教性があるもの
- (9) 社会問題についての主義主張
- (10) 個人又は法人の名刺広告
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (12) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 市の政策や取り組み、将来の計画等に関するものについて、事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、市民への情報提供において適切でないもの。
- (15) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (16) その他、公共性の高い広告媒体としての性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

(一時広告物の掲載に関する定め)

第4条 一時広告物の表示等の期間及び場所、および内容は次の各号の通りとする。

- (1) イベント等のために表示等を行う期間は原則 1 か月以内とする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。
- (2) 知立市内で実施されるイベント等を対象とする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。
- (3) 一時広告物の表示内容は、イベント等のために必要と認められる事項又は工事中の建築物等の周知等のために必要と認められる事項に限ること。

(広告物掲載の申し込み)

第5条 事業者や団体等（以下、「事業者等」とする）がデジタルサイネージにおいて広告物の表示を希望する場合には、広告掲載を希望する 2 か月前に「デジタルサイネージ広告申請書」を事務局に提出する。

2 事務局は申請書に基づき、第3条から第5条に基づき、当該広告において適否を判断し、2週間以内に事業者に広告物掲載の可否及びその理由、改善事項について通知を行うものとする。

3 事務局は審査において、必要に応じて「知立駅周辺地区エリアプラットフォーム」の各委員から助言や意見聴取を行うことができる。

(広告物の掲載手続き)

第6条 前条において掲載を認められた事業者等は、広告掲載を希望する2週間前に表示を希望する広告物ならびに必要な提出物を、別途定める表示規格にのっとり、事務局に提出する。

2 事務局は、提出された広告物が事前の申請書に基づいているかの確認を行ったうえで、相違なければ事業者等の希望する期間に掲載する。相違がある場合には、事業者に広告物の是正を求めることができると

ともに、是正が行われない場合には広告掲載を取り下げることができる。

（広告掲載の取消し）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主がエリアプラットフォームならびにその会員の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) エリアプラットフォームの業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

（その他）

第8条 その他、この取扱要綱に記載のない事項については、知立駅周辺エリアプラットフォーム代表が定める。